

入札説明書

熊本県警察が使用する国費レンタカー賃貸借の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不知を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官
熊本県警察会計担当官

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

熊本県警察が使用する国費レンタカー賃貸借契約

(2) 賃貸借物品（車両）及び見込数量

ア	軽四輪クラス自動車	日割り	63日、月極め	6回
イ	1300ccクラス自動車	日割り	93日、月極め	1回
ウ	1500ccクラス自動車	日割り	7日、月極め	1回
エ	8人乗りワゴンクラス自動車	日割り	98日、月極め	1回

（見込数量であるため、数量は増減する可能性がある。）

(3) 調達件名の特質等

別添1仕様書による。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 納入場所

日本国内の熊本県警察が指定する場所

(6) 入札方法

入札書に記載する金額は、2(2)に示す賃貸借物品（車両）ごとの見込数量と各入札者において設定する単価（日割単価及び月極単価）に基づき算出した金額の総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 契約単価

契約単価は、入札書の内訳に記載する単価とする。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付及び問い合わせ先

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部会計課施設装備室用度係
電話：096-381-0110（内線2243） FAX：096-381-9341
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
熊本県警察ホームページに、令和8年2月3日（火）午前9時から令和8年3月2日（月）午後5時まで掲載するので、必要な様式等は、ダウンロードして入手すること。

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和8年2月17日（火）午後5時までにアからウまでの書類を4(1)に定める場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

- ア 入札参加届（別紙1）
- イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ウ 役員等一覧（別紙2）

なお、契約担当官等から上記書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。審査の結果、3に定める競争参加資格に適合していると判断された者のみこの入札に参加できるものとする。

6 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア 提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時まで
なお、持参する場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
 - イ 提出場所 4(1)に定める場所
 - ウ 提出方法 持参又はFAXにより提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年2月16日（月）午後5時までにFAXにより行う。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札に参加する者は、入札書（別紙3）を、持参又は郵送（書留郵便で令和8年3月2日（月）午後5時までに到着したものに限る。）により提出すること。（入札書作成見本（別紙3-1）参照）

なお、郵送による場合においては、二重封筒とし、表封筒に会社名の記載、入札書在中の旨を朱書きし、4(1)に定める場所宛てに提出すること。

- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙4（参考様式））を提出するほか、入札書に、

ア 競争入札参加者の所在地、会社名及び代表者の職氏名の記載

イ 代理人であることの記載

ウ 当該代理人氏名の記載及び押印

を行うこと。（入札書作成見本（別紙3-2）参照）

- (3) 入札書は密封し、かつ、封表に会社名及び「熊本県警察が使用する国費レンタカー賃貸借に係る入札書在中」と朱書きすること。また、再度の入札を想定する場合は、開札時に再入札書を提出できる場合を除き、入札書（別紙3）記載の「入札書」の頭に「再」の文字を付記した上、再入札書の封表に、会社名及び「熊本県警察が使用する国費レンタカー賃貸借に係る再入札書在中」と朱書きすること。

なお、有効な入札書を提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (4) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印すること。ただし、金額については訂正できない。

- (5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をするなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す場合がある。

- (6) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8 入札書の提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時

9 暴力団排除に関する誓約

入札参加者は、入札参加届及び入札書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とする。

10 開札の日時、場所等

- (1) 日時 令和8年3月3日（火）午前10時

- (2) 場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部3階会計課会議室

- (3) その他

ア 競争入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

- イ 開札をした場合において、落札者がない場合は、再度の入札を行うものとする。
- ウ 落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札会場において発表するものとする。

11 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札辞退届（別紙5）を作成の上、次に従い、書面により提出するものとする。

- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙5）を4(1)に定める場所に直接持参又は郵送（令和8年3月2日（月）午後5時までに到達したものに限る。）して行う。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届（別紙5）又はその旨を明記した入札書（別紙3）を、入札を執行する者に直接提出して行う。

12 入札の無効

次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 本入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 二以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89条）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- サ 暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に反する者、虚偽の誓約をした者又は誓約しない者の入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である有効な入札書を提出した入札者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとする。
- (3) (2)の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 開札をした場合において、落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (5) 再度の入札により落札者がないときは、最低価格の入札者と随意契約を行う。

14 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（期間満了の日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要